

吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱施行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(交付の申請)

第 3 条 要綱第 7 条第 1 項に規定する交付の申請は、成年後見制度利用助成金交付申請書(様式第 1 号)により行わなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 要綱第 8 条に規定する交付の決定は、成年後見制度利用助成金決定通知書(様式第 2 号)又は成年後見制度利用助成金交付申請却下通知書(様式第 4 号)により行わなければならない。

(交付の請求)

第 5 条 要綱第 9 条に規定する交付の請求は、成年後見制度利用助成金交付請求書(様式第 3 号)により行わなければならない。

(助成対象者の区分)

第 6 条 要綱において認知症高齢者とは、おおむね 65 歳以上で認知症であるとの医師の診断を受けた者とし、おおむね 65 歳以上で認知症と知的障害、又は精神障害を重複する診断を受けた者も認知症高齢者と区分する。ただし、既に知的障害者、精神障害者またはそれらの者と同居する 4 親等内の親族として請求費助成を受けた者、若しくは、知的障害者又は精神障害者として報酬の助成を受けた者についてはその限りではない。

(助成対象者の居住地)

第 7 条 助成の対象となる者は、申請日において市内に居住する者で、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、災害等のやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。また、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)、その他の法律の規定による本市の措置等により市外の施設に入所している者については、本市に居住する者として取り扱うこととする。

(預貯金その他の資産に係る基準)

第 8 条 要綱第 1 条に規定する趣旨のとおり、助成の対象となるものは、成年後見人等が付された認知症高齢者等が低所得であるため、報酬の支払いを行うことで生活の維持が困難となる等の事由があり、要綱第 4 条第 1 項第 1 号のイ及び第 2 号のイで規定する預貯金その他の資産に係る基準に該当する者とする。資産に係る基準とは、申請日において属する世

帯の所有する預貯金が50万円未満であり、かつ、活用できる資産がないこととし、その基本的な考えは生活保護法(昭和25年法律第144号)の基準に準じるものとする。また同居する世帯員がある場合は、活用できる資産の有無について確認するために、同居する世帯員に対し収入等について申告を求めることができる。なお、活用できる資産の主要なものについては、次のように判断を行う。

- (1) 自家用車を保有している場合は、活用できる資産と判断する。
 - (2) 満期返戻金のある生命保険をかけている場合は、活用できる資産と判断する。
 - (3) 不動産について
 - ア 家屋のみの場合は、活用できる資産と判断しない。ただし、処分価値が著しく大きい場合は、活用できる資産と判断する。
 - イ 土地については、活用できる資産と判断しない。ただし、処分価値が著しく大きい場合は、活用できる資産と判断する。
 - (4) 貴金属及び債券(有価証券など)を所有している場合は、活用できる資産と判断する。ただし、趣味装飾品などで、価値の低いものについては、活用できる資産と判断しない。
- (成年後見人等)

第9条

- (1) 助成対象経費を請求できる場合の成年後見人等とは、弁護士、司法書士、社会福祉士又は法人に限る。法人については弁護士、司法書士、社会福祉士が成年後見人等の業務に従事している法人に限る。
- (2) 成年後見人等が法人の場合は、責任を持って継続的に業務の遂行が可能であるか判断するため、申請日において効力のある当該法人の登記事項を記載した登記事項証明書等の確認を行うこと。

(報酬付与の審判に対する助成金の算定期間)

第10条 報酬付与の審判に対する助成金の算定期間については、次のとおりとする。

- (1) 報酬付与の審判申立期間が1年を超えている場合の算定期間は、報酬付与の審判決定期間の末日から遡って12か月(1年間)とし、1月に満たない日数がある場合にあっては、16日以上は1月とし、15日以下は切り捨てとする。
- (2) 報酬助成が必要となった初年度及び最終年度についての算定期間は、報酬付与の審判決定期間のうち末日から遡って最大で15か月(1年3か月)とし、1月に満たない日数がある場合にあっては、16日以上は1月とし、15日以下は切り捨てとする。

(助成金の額)

第11条

- (1) 報酬付与の審判決定額を助成金の算定期間の月数で除して、月額あたりの報酬額を算出し、要綱第6条第2項に規定する額と比較して少ない方の額を助成金の額とする。
- (2) 要綱第6条第2項に規定するその他の助成対象者には、医療機関への入院の他、介

護保険施設、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等、見守りや生活相談などの生活支援サービスが提供される場での居住を含む。

(報酬助成に係る最終年度)

第 12 条 最終年度とは、成年後見人等が付された認知症高齢者等が死亡した年度とする。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 従前の「成年後見利用助成金交付要綱に規定する交付申請書等の様式を定める要領」については、本要領の施行と同時に廃止とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、改正要綱の公表の日から施行する。
- 2 改正後の要領は、請求費助成にあつては平成 26 年 4 月 1 日以後に後見開始の審判等が確定した認知症高齢者等の成年後見人等であつた者について、報酬助成にあつては同日以後に報酬付与の決定がされた認知症高齢者等の成年後見人等であつた者について適用とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。同日以後に交付の申請があつた助成金について適用し、同日前に交付の申請のあつた助成金については、なお従前の例によることとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、改正要綱の公表の日から施行する。